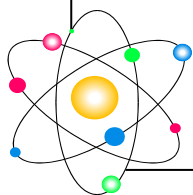




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成24年1月17日)



年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

財政運営基準等の見直しに伴う 掛金引上げ猶予措置の取扱いについて

財政運営基準等の見直しに関する政省令・通知の公布・発出につきましては、指定基金に関する内容等一部が発出されたのみの状況ですが、一方で今年度の予算代議員会等の日程が迫っていることもあり、当該代議員会で議決の必要のある“掛金引上げ猶予措置”の取扱いについて、以下のとおり信託協会を通じて厚生労働省より確認を得ましたのでご連絡いたします。

- ・ 掛金引上げ猶予措置については、省令・通知の公布・発出前の状況ではあるが、パブリックコメントの回答内容どおりである前提で代議員会等で手続きを進めていただいても問題ない。

<掛金引上げ猶予措置に関するパブリックコメントの内容>

- ・ [平成23年10月6日配信の PENSION NEWS](#)
 - ✓ 財政計算の結果、平成24年4月1日以降に掛金の引上げが必要となる基金（指定基金を除く。）、DBに対して、平成25年4月1日まで掛金の引上げ猶予を可能とする。ただし、本来掛金を引き上げるべき日の前日までに、猶予後に引上げが必要となる掛金を規約に定めることを猶予の要件とする。

弊社総幹事のお客様におかれまして、掛金引上げ猶予措置の適用をご検討される場合は、弊社営業担当者へご相談ください。

以上



SUMITOMO
TRUST

住友信託銀行

＜ご参考・掛金引上げ猶予措置を適用する場合のご対応

(厚生年金基金・確定給付企業年金基金のお客様) ＞

【必要なご対応】

当該措置を適用する場合、本日現在財政運営基準等の見直しに関する通知等が未発出のため最終的な手続きについては明らかになっておりませんが、パブリックコメントの要件からは『引上げ後の掛金（率）をあらかじめ規約に定める（規約の変更を行う）必要がある』とのことですので、本来掛金を引き上げるべき日の前日までに（平成24年4月1日から本来引上げるべきであるならば平成24年3月末までに）適用される変更規約を予算代議員会等にて議決の上、認可申請書類を地方厚生局経由で厚生労働大臣宛提出することになるものと推測されます。

(認可申請書類)

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・鑑文 | ・規約の一部を変更する規約 |
| ・規約変更理由書 | ・新旧規約対照表 |
| ・代議員会会議録謄本または抄本 | ・数理関係書類（※） |

(※) 弊社幹事先の基金様におかれましては、数理関係書類は弊社にて作成いたします。

- 事前に数理計算のご報告が行われている必要がございます。
- 新旧規約対照表を弊社宛にご連絡頂きます。
- 弊社にて検証し、数理関係書類を作成します。
- 年金数理人の所見、署名を数理関係書類に添えて、ご案内いたします。

(ご留意事項)

平成24年4月1日まで掛金引上げを猶予されている基金様において、更に平成25年4月1日まで掛金引上げを猶予される場合においても上記規約の変更が必要になります。